

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月20日
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 里村 正治
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台(022)290局8800(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役 原田 儀一郎
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台(022)290局8800(代表)
【事務連絡者氏名】	経営統括グループ長 松田 正彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月19日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成25年11月19日に「新株予約権の行使時の払込金額」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、また、上記有価証券届出書の添付書類の一部に誤りがありましたので、上記有価証券届出書の添付書類のうち「取締役会議事録」を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

「償還の方法」欄

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

d．割り当てようとする株式の数

##### 3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

##### 5 第三者割当後の大株主の状況

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

##### 3 臨時報告書

#### 第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

取締役会議事録

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_（下線）を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

「償還の方法」欄

（訂正前）

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限										
	(5) 組織再編行為による繰上償還										
	< 前略 >										
	組織再編行為償還金額（％）										
	償還日	参照バリティ									
		70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成25年 12月5日	100.66	102.82	105.60	109.39	114.60	121.48	130.08	140.00	150.00	160.00	
平成26年 12月5日	99.10	100.04	102.15	106.00	111.98	120.17	130.00	140.00	150.00	160.00	
平成27年 12月5日	99.76	99.84	100.64	103.85	110.55	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	
平成28年 2月29日	99.98	99.98	99.98	101.21	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	
<p>（注） 上記表中の数値は、平成25年11月18日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように決定される。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役社長CEO里村正治が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。</p>											
< 後略 >											

（訂正後）

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限										
	(5) 組織再編行為による繰上償還										
	< 前略 >										
	組織再編行為償還金額（％）										
	償還日	参照バリティ									
		70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成25年 12月5日	100.66	102.82	105.60	109.39	114.60	121.48	130.08	140.00	150.00	160.00	
平成26年 12月5日	99.10	100.04	102.15	106.00	111.98	120.17	130.00	140.00	150.00	160.00	
平成27年 12月5日	99.76	99.84	100.64	103.85	110.55	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	
平成28年 2月29日	99.98	99.98	99.98	101.21	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00	
< 後略 >											

## (新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、当社の代表執行役社長CEO里村正治が、当社取締役会の授権に基づき、平成25年11月19日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%以上で、<u>市場動向等を勘案して決定する。</u>但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、平成28年2月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各本社債の金額(金1億円)を平成25年11月19日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。))に5を乗じた金額とする。)</u>(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
-----------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、<u>219円</u>とする。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、平成28年2月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>2,283,105円(基準配当金)</u>(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
----------------	---

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

d．割り当てようとする株式の数

（訂正前）

<前略>

本新株予約権の全てが、平成25年11月18日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は27,397,260株となります。

（訂正後）

<前略>

本新株予約権の全てが、当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は27,397,260株となります。

#### 3【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

（訂正前）

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成25年11月18日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を当初転換価額として計算した場合、平成25年11月18日現在の当社の普通株式の発行済株式総数143,464,890株の19.1%となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が当該修正日時点で有効な転換価額の80%に設定されておりますが、当初転換価額の80%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の23.8%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株あたりの株式価値の希薄化が生じます。

<後略>

（訂正後）

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成25年11月20日現在の当社の普通株式の発行済株式総数143,464,890株の19.1%となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が当該修正日時点で有効な転換価額の80%に設定されておりますが、当初転換価額の80%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の23.8%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株あたりの株式価値の希薄化が生じます。

<後略>

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 の割合
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	15	0.01%	27,397	16.07%
タイヨー パール ファ ンド エルピー (常任代理人 シティバ ンク銀行株式会社)	C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁 目3番14号)	6,762	4.72%	6,762	3.96%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,213	2.24%	3,213	1.88%
フィデアホールディング ス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9 番7号	3,057	2.13%	3,057	1.79%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	2,723	1.90%	2,723	1.59%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	2,410	1.68%	2,410	1.41%
廣野 撰	山形県新庄市	1,510	1.05%	1,510	0.88%
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20 号	1,500	1.04%	1,500	0.88%
明治安田生命保険相互会 社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	1,494	1.04%	1,494	0.87%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口4)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	1,405	0.98%	1,405	0.82%
計	-	24,089	16.84%	51,471	30.20%

(注)

&lt;前略&gt;

3. 「割当後の所有株式数」は、平成25年11月18日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下、「当初行使価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出してあります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 の割合
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	15	0.01%	27,413	16.08%
タイヨー パール ファ ンド エルピー (常任代理人 シティバ ンク銀行株式会社)	C/O WALKERS SPV LIMITED, WALKER HOUSE, 87 MARY ST. GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9002, CAYMAN ISLANDS (東京都品川区東品川二丁 目3番14号)	6,762	4.72%	6,762	3.96%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,213	2.24%	3,213	1.88%
フィデアホールディング ス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9 番7号	3,057	2.13%	3,057	1.79%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	2,723	1.90%	2,723	1.59%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	2,410	1.68%	2,410	1.41%
廣野 撰	山形県新庄市	1,510	1.05%	1,510	0.88%
公益財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20 号	1,500	1.04%	1,500	0.88%
明治安田生命保険相互会 社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	1,494	1.04%	1,494	0.87%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口4)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	1,405	0.98%	1,405	0.82%
計	-	24,089	16.84%	51,487	30.21%

(注)

&lt;前略&gt;

3. 「割当後の所有株式数」は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式(以下、「当初行使価額での割当株式」という。)の数の「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。



## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

#### 3【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年11月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年11月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年11月19日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年11月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年11月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。